

# 平成25年第4回涌谷町議会定例会12月第2回会議（第1日）

平成25年12月6日（金曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会
1. 開 議
1. 会議録署名議員の指名
1. 会議日程の決定
1. 陳情審査に係る参考人招致について
1. 陳情審査
1. 散 会

午後1時00分開会

出席議員（15名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
13番	大橋信夫君	14番	大泉治君
15番	遠藤积雄君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

参 考 人 佐々木 茂 楨 氏

---

事務局職員出席者

参事兼事務局長	高橋正幸	総務班長	木村智香子
主 査	金山みどり		

◎開会の宣告

(午後1時00分)

○議長（遠藤稔雄君） 先日、3日に続きましての12月第2会議でございます。

誠にお忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。本日の議事運営につきましても、特段のご協力をいただきまして、円滑に議事が運営されますようご協力お願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 本日、12月6日は休会の日でございますが、議事の都合により、平成25年第4回涌谷町議会定例会を再開し、12月第2回会議を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 直ちに会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第110条の規定により、議長において13番大橋信夫君、1番大友啓一君を指名いたします。

---

◎会議日程の決定

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

12月第2回会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、12月第2回会議の日程は本日1日と決しました。

---

### ◎陳情審査に係る参考人招致についての採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、陳情審査に係る参考人招致を議題といたします。

ただいま議会で進めております議会基本条例の中に、町民参加及び町民との連携として、「議会は、請願及び陳情を町民による政策提案として位置づけ、その審議においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。」と定めています。

お諮りいたします。

ただいま議会に提出されております「産業廃棄物中間処理施設の設置反対に関する陳情書」の審査に当たり、参考人として 陳情者代表であります黄金の森を守る会 会長 佐々木 茂楨 氏に本会議への出席を求め、意見を聴取したいと思います。これにご異議ございませんか

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11 番（長崎達雄君） その前に、先日、渡された陳情書を読みましたが、疑問な点がありますので、お伺いしたいと思います。

これを時系列で見ますと、幸和として6月5日町民生活課の方に事業計画を説明し、8月21日に黄金の森を守る会に説明し、10月26日地域住民等説明会を行い、10月28日宮城県知事に対する立地計画概要書を大崎保健所長に提出になっています。黄金の森を守る会の方では、11月21日議会に設置反対の陳情書を提出し、同日町長に要望書を提出し、この間に河北新報に産廃破碎施設反対の声として掲載になりました。最近チラシが全町に配られました。

私たちが分かったのは、この新聞に掲載されたときであって、6月5日町民生活課の方に事業計画を説明という、その前に町の方では分かっていたのではないですか。

そうしますと、情報を隠ぺいしているように受けますが、ですから、執行者が来て今までの経過を説明することが必要だと思います。そのうえで、特別委員会を作るなら作るで、そういうふうにしないとうまくないのではないですか。一方的に陳情者の意見だけでなく、先に執行者がこれまでの流れを説明し、そこで陳情者が話をし、また、さらに詳しくするのであれば、環境問題の専門家の話を聞くなどしないと、うまくないと思います。その辺をどのように考えていますか。

○議長（遠藤稔雄君） まだ実質的な審議ではなく、その前段でありますけど、町に対するその考えというのは、当然、いずれ設置されるであろう特別委員会等いろいろな形の審議の中で、聴き取りというのは当然入ってくるものと思います。今日は、陳情に係る今後の対応ということで、今日は参考人の話をまず聴こうということで予定しておりますので、そのことについては、審議を深める中で当然出てくることだと思いますので、その件に関しては町への考え方の聴き取りというのは、当然この後になってくるのかなと思います。今日の参考人の話を聴いてその上での話しになるかと思っておりますので、その辺ご了解いただきたいと思ます。よろしいですか。

○議長（遠藤稔雄君） ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって陳情審査に当たり、黄金の森を守る会 会長 佐々木 茂楨 氏を参考人として招致することに決しました。

◇

◎陳情審査

○議長（遠藤稯雄君） 日程第4、陳情第10号 有限会社幸和（社長佐藤竜二氏）が涌谷町涌谷字黄金山6番20、6番80の社有地内に計画中の産業廃棄物中間処理施設（破碎）の設置反対に関する陳情書を議題といたします。

本日は、陳情審査のため、参考人として、黄金の森を守る会 会長 佐々木 茂楨 氏 においでいただいております。

参考人の入室を許可いたします。

○議長（遠藤稯雄君） 休憩します。

休憩 午後1時07分

（参考人入場）

再開 午後1時07分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稯雄君） 再開します。

○議長（遠藤稯雄君） 参考人にご挨拶を申し上げます。本日は大変お忙しい中、陳情審査の参考人としてご快諾をいただき誠にありがとうございます。

陳情書の審査につきまして、議会といたしましても、慎重な審議に資するため、参考人から忌憚のないご意見を述べていただいで、私たちも参考にしたいと思います。よろしくごお願い申し上げます。

念のため申し上げますが、参考人が議員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめご了承願います。

早速、陳情者の代表である黄金の森を守る会 会長 佐々木 茂楨 氏 から、陳情書を提出された趣旨、目的等々をお話しいただきたいと思います。

登壇願います。

○参考人（佐々木茂楨氏） それでは、まず最初にご挨拶と御礼を申し上げたいと存じます。

私は、黄金の森を守る会の会長であります佐々木茂楨でございます。

本日、これから去る11月21日の午後、涌谷町議会 遠藤稯雄議長様に対し、黄金の森を守る会を代表いたしまして、自治会長と行政区長と3人でそろって議長室に参上いたしまして、これから申し上げます有限会社幸和による産業廃棄物中間処理施設の設置反対の陳情書をお出し申し上げまして、ぜひご審議をいただき、ご検討をいただきまして、宮城県知事殿に対しまして、お取り計らいのほどをお願いを申し上げたいと、そういうことを口頭で申し上げ、この設置反対の黄金行政区170世帯470人のうち、384人の反対署名簿を添えまして、陳情書を議長様に提出をお願いをいたしたところでございます。

なお、その後涌谷町長安部町長さんにお目にかかりまして、町長さんに対しましては、要望書をこれまた同じ384人の行政区の反対署名簿を添えて、お願いを申し上げた次第でございます。

議長様にお目にかかりましたときには、この後町長さんには要望書を、それから町長さんにお目にかかり

ましたときには、先程、陳情書を議長さんに提出をしまりましたということを申し上げました。

そのことにつきまして、本日、この議会におきまして、私ども守る会のこの考え方をお聞きいただく、こういう機会を与えていただきましたことを、誠にありがたく、かつまた大変光栄に存ずる次第でございます。

それでは、早速これから、私ども守る会の考え方を申し述べさせていただきたいと存じます。

まず、幸和さんの黄金の森に対する事業計画の説明というものがなされましたのは、9月12日のことでございます。これが最初でございます。

涌谷町の方では、法に対して説明したか聴きましたら、6月5日に担当の町民生活課長さんにお会いして、社長共々ご説明申し上げましたと、いうことを幸和の主任の方からお伺いをいたしました。

それを受けまして、それではということで、翌週の9月17日に町民生活課長さんにお目にかかりまして、先日、幸和からこういうことを言っまりましたというようなことから、今日に至るまで逐一懇切なご指導を頂戴しておる次第でございます。

幸和さんの説明によりますと、この一番最初にやらなくてはならないものは、立地計画書等の提出であると、これは宮城県知事の許可を得るために第二種であると、第二種というのはどういうものですかということで、産業廃棄物中間処理施設の中で、前の土生木さんがやった焼却炉は一種であるけれど、我々が考えているのは、コンクリート、瓦れき類の破砕であり第二種で、大崎保健所長を経由して知事をお願いするものです。ということでございました。

そこで、立地計画概要書等をやるためには、何としてもまず地域住民等の説明会をやらせていただきたいと、町民生活課長さんの方にどこでやればよろしいですかということで、お伺いをしたところ、この水は、最も生活環境に深く関わる問題については、上町区と黄金区においてやりなさいというご指導を頂戴しましたということでした。上町区は今晚でございます。これが9月12日に、私が当時、副会長兼総務部長として、幸和の主任から聞かされたことでございます。今晚7時からで、農協の会議が終わってから私どもにやらせていただくことになっていますとのことでした。

それで、地域住民等説明会の報告書と事業計画書と定められた要綱に基づきました書類を、幸和は、私ども黄金の説明会を10月26日土曜日の午後7時50分頃からやっただきました。そして、もうすでに上町区は9月12日に済んでおりますので、明けて28日月曜日の午前9時30分には、大崎保健所に立地計画と立地計画概要書等が提出されたのでございます。

ただ、先般、大崎保健所にお伺いしましたところ、書類上の不備がありまして、手直しさせているところがあって、その段階ではまだ受理をしていないということでございましたが、先般、町民生活課長に伺いましたところ、立地計画概要書等の写しは、1通は知事宛てでありますので1通は知事に進達され、その写しは、11月25日付けをもって、大崎保健所長から涌谷町長さんに宛てて、この写しが送られてまいて、翌26日に町民生活課で収受いたしております。

第1段階の書類は、既に提出されて、それが町長さんのお手元に、もう既に写しが届かれております。こうなりますと、議員の皆様おわかりでございますように、ご承知なさっておられることと存じますが、この立地計画と立地計画概要書等の書類に期限を定められまして、めどは2週間程度だそうでございますけれども、町長さんの手元に26日に届いておりますから、めどは2週間程度ですけれども、町長さんはこういうこと

に関して意見書を書かなければならないということです。大変恐縮ではございますが、ご承知なされていることは存じますが、この法に定められた県の指導要綱には、次のように書かれております。産廃の施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱というものの第9条に、関係市町村長の意見聴取というのがございまして、保健所長は、事業者等から立地計画概要書等が提出されたときには、当該立地計画概要書等の写しを関係市町村長に送付しなければならないと、そして、第2項に、保健所長は関係市町村長に対し、期間を指定して立地計画概要等に係る産廃施設等の設置等の計画が、関係市町村の定める土地利用計画。これが、涌谷町の平成22年6月に定められましたところの涌谷町国土利用計画第3次の国土利用計画でございます。これは企画財政課から頂戴をいたしました。この計画及び環境保全に関する計画に対して、町が定めている涌谷町の国土利用計画及び環境保全に関する計画に対して、及ぼす支障の有無について意見書の提出を求めるものとする。このように書いてございます。

従いまして、町長さんはこの定めるところの利用計画に基づく、さらには環境保全に関する計画に基づいて、これに対して及ぼす支障の有無についての意見書の提出を求められているということでございます。

そこで、私たち黄金の森は、このようなことを考えてますということで、この土地利用計画及び環境保全に関する計画についての会の考え方を申し上げさせていただきたいと存じます。

まず、黄金の森を守る会とは何ぞやということで、黄金の森を守る会というのは、涌谷町を代表いたします国の史跡であり、偉大なる歴史遺産黄金山産金遺跡を象徴する黄金山神社のこの鎮守の杜を守る会でございます。遅まきながらでございますが、何と今を去る13年前に、平成3年から問題が発生いたしました土生木建設株式会社による産業廃棄物処理施設同じく中間処理施設で、ただしこちらは焼却炉でございました。その問題が、我々黄金の森を守る会でわかりましたのは、翌年の4月のことでございます。第1ボタンは大きく掛け間違っるといいますか、きちっと掛けることのできない後追いの状態でスタートをしたという苦い経験をもっております。なぜならば、町長さんの意見書は、施設の設置に言葉が必ずしも適切とは私自身そう思っても、あえて申し上げさせていただきますが、いわゆる賛成という形で提出された後でございます。ですから後追い運動のようなことでございますけど、元町長の16年間町政を束ねられました大平徳弘元町長さんを反対期成同盟の会長といたしまして、同じ年に生まれ同じ年に亡くなりました。大平町長さんは8月でございます。黄金の森を守る会の会長であった広瀬泰さんは行政区長でありました。そしてまた町長であられた大平徳弘様はこの8月、共に同じ年に生まれ同じ年に94歳で亡くなりました。我々はこの2人の大先輩の命をかけた戦いと言いたいのでありますが、それを後継ぐものとして、あの苦い経験それから得たところの貴重な教訓を生かして、今度こそは第1ボタンからきちっと掛けて行って、のど元まで行きたいという考え方で、一致団結してこの問題に対処しておる次第でございます。

そこで、鎮守の杜とはそういうものでございます。それではどこからどこまでなのだとことを申し上げますと、この国史跡黄金山産金遺跡の指定してある面積は、わずか3町歩でございます。そして3町歩の土地は14筆の区画に分かれておまして、その14筆には字黄金山、字黄金宮前、字猿手山の3つの字名が付けられております。その中でも代表的なもっと大事な字名が字黄金山でございまして、国すなわち文化庁が保管をしております史跡の所在地の台帳は、宮城県遠田郡涌谷町涌谷字黄金山他ということで、登録されておるところのものでございます。この字黄金山、字黄金宮前、字猿手山という3つのエリアのうちのわずか

3町歩が国の指定でございます。そこで昭和63年の竹下首相時代のふるさと創生事業をやりましたときに、涌谷町民の方々へのこの金の使い途・事業の展開についてアンケートが行われまして、涌谷町では万葉の里づくりをやれということで、時の本間町長さんがこの万葉の里づくりをお勧めになって、この国の史跡顕彰の施設として、来年20周年を迎えますところの天平ろまん館が開館されたことは、これまた先般ご承知であられるところであります。

それで明治21年に市制町村制がひかれまして、近代自治制度が確立をいたしますと、翌年に今日の涌谷町の母体である涌谷町、元涌谷村、篁岳村の1町2村が誕生をいたしました。そうして、この近代元涌谷村政はスタートしたわけでございますが、この村政の財政確立のためには、今まで字名の付いていない土地、誰の所有であって、面積がいくらで、従ってこれに課するところの固定資産税はどれだけになるという、こういう基本的な作業を精力的に進めていくことになります。この時点で字黄金山というのは、現在の国道346号線の東側でろまん館、黄金山神社のある方だけは、これは、少なくとも江戸時代のあの黄金山神社の拝殿をお建てになりましたのは、これまた、議員の皆様先刻ご承知でありますように、涌谷伊達家第13代の殿様でありました大基院義基様でございます。文武両道わずか32歳の生涯の間に、治山治水事業のみならず、文化行政に政綱を傾けられまして、今日の月将館小学校の母体であるところの、月将館を設立されたり、仙台藩内の一流の文人達をお城に招くことによって、領民に対してこれを広く普及せしめ、その一部につきましては、見龍寺を初めとする亙理譜代の寺院を初め、その一部は史料館にも展示してございますのでご承知いただいていることと存じます。その13代大基院様が現在のご拝殿をお建てになってるわけでございます。そして、そういうことを自らおやりになっているもので、その時点で、字黄金山というものは、もう蝦夷の時代に先行しておりましたが、明治22年以降になりますと、その時点で一番最初の黄金山。金を出せる山というのは、これは篁岳丘陵全体を広く捉えて、金を出せる山と、黄金山神社は、金を出した山の神様を祭る神社でございますから、山の神を祭る神社が黄金山神社であって、その神様の金を出した山という時には、篁岳丘陵全体を指す。ですから、万葉集の伴家持のうたでは、みちのく山という広い表現ですし、小田なる山、小田郡にある山、小田郡というのは現在の遠田郡の東半分でございます。涌谷は全て入りますから、篁岳丘陵自体が入ります。自ずから篁岳丘陵だということがそれでも分かるのでございます。しかも国の正式な歴史書であるところの続日本紀の天平21年の2月22日の条に、陸奥国より黄金をこうずと、我が国最初の金で、初めて金を献上してきたということが、これが国の歴史書に書かれている。4月1日のところに、先般10月当時の金の献上をいたしました陸奥守の百済王敬福の顕彰会がろまん館前で行われましたが、あの陸奥守の百済王敬福が金を献上したその記事は、4月1日に出てくるのですが・・・。時間かなり食って申し訳ございません。

この、国土利用計画これにつきましては、只今まで申し上げましたように、この歴史的、文化的に、まず鎮守の杜の環境を、景観を著しく損なうということです。

それから、土生木さんの問題から学んで、これこそが最も大切だと思うのは、環境保全に関する計画という、この環境というのは、後で同じ指導要綱に生活環境安全協定を土生木さんのところには、とうとうこれを締結させられて、ますますむなしさを我々が感じさせられたその協定であります。この生活環境という言葉、ここまでいったら終わりですから、事業が行われているのですから、この時には、自然的環境はもちろん



ん、地理的環境、歴史的環境、文化的環境、社会環境もっと狭くいうなら、家庭環境ぐらいまで入ると思います。ですから自治会を作ったりして、もっとより明日の我々の住んでる地域社会を、明るく楽しく美しくしようでないかというふうな運動が、そこから起こってくるわけですが、ただ単に、自然環境保全区域あるいは緑地環境保全区域などという、自然緑地環境を対象とした縛りではないです。これは県の担当しております環境生活部の産廃関係の担当の説明は、そういうことでございます。ですから、緑地環境保全区域から外されているからとか、自然環境に入っていないから等という、そういう狭い概念で、この環境保全という言葉が使われておるものではない。こうなりますと、こういうことを聴きますと非常に意を強うするわけです。なぜなら、我々ピラを配ったりして、また、役員が手分けをいたしまして、全町で1枚でも多く反対の署名を頂戴したいということでがんばっていますが、問題は、町民全体に関わってくる。いかに歴史資産を生かした町づくりをやりますと、議員の方々の質問や問いかけに対して町長さんがお答えになっている。その代表的な歴史遺産が、今これでいいのかという、こういうことが町民に問われている。それに対する環境の保全、生活環境保全というときには、この諸々の、いっぺんで今日の涌谷町があるわけではございませんから、たとえば長根地区のように、国の史跡長根貝塚の地域の方々は、何と8,000年の歴史を担っておられる。

上町、境沢などと言いましても、これまた6,000年からの歴史を背負っている。黄金地区にありましては、1,262年の歴史を背負っているのでございます。そういうものが今日の我々の生活を支えているのでございますから、今の環境だけを考えるとすることは、これはできないと思います。時間となりました。

新聞の折り込みに、4,500枚チラシを刷りまして、河北・朝日・毎日・読売・産経・日経まで折り込みをいたしました。そうして、この6,000枚を現在の1万7,370人、5,941世帯であったかと思えます。全町民の方の1人でも多くの反対署名簿を頂戴いたしまして、何としても阻止をしたい。

適材適所という言葉がございまして。私どもは、産廃施設、処理施設これの重要性は、私は認識をしております。町民の方々もこの点についての必要性は、これはお認めになり最も必要なものであると考えていると思えます。問題は、適材適所であるかどうかという、ここのところに深く関わると思えます。国の史跡である黄金山神社の鎮守の杜がこれが適所かということでございまして。

ここで施設が作られたときには土生木建設の焼却炉の垂れ流し、あれが、新聞のチラシにも書きましたが、沢を流れまして、広く小塚・中江方面まで日向はもちろん、この黄金迫、大崩、作田、猿手の農業用水を汚し、今年の夏7年ぶりで我々は、蛍祭りを復活させました。カニとドジョウが泳ぎ始めました。自然がよみがえりつつあります。かつては、ミズスマシであることからそれからフナとかも泳いでいたそうでございます。それから、指定地の中では砂金は採ることができませんので、文化庁長官の許可を得なければ採ることができませんので、今、砂金が最も採れますのは、この北上するトンネルに向かいまして北に上ること、ろまん館から約500メートルくらい行ったところに、ろまん館の第2駐車場がございまして。その第2駐車場と国道346号線の間、つまり北に向かっていって道路のすぐ左側に沢が流れております。これにその土生木建設の排水は流れてきました。今回、幸和さんも瓦れき類が砕かれまして、その類の中にどういうものが入って砕かれるか、しかも気仙沼、石巻、東松島においてすごいほこりが上がっている。粉塵を静めるために常時水を掛けていますと、これでなければ施設を展開できない。その水が、今のような状態で、大雨が降れば、国

道の急勾配ですれ違う車の水の掛け合いになります。あの状態で水が流れてきて、のみ込めない水が道路を伝って沢に落ちてきます。沢の下の農地が現実にだめになってきます。あの勢いでしたら、何が流れてくるか分からない。蛍のえさのカワナも復活しましたが、水の流れでとどまるものではない。砂金これが黄金山の金だということで、涌谷町の教育委員会から全国の博物館・歴史館に出て行って、この実物として活躍している金は、宇猿手山のこの西と南の斜面から沢に流れ込んだものでございます。これも汚される心配が多分にあります。

住民説明会を聴きました。あのとおりにやれるということ、これを我々は、信じられません。産廃のこの施設の事業者の方々の方々の今までのこの実績及び企業倫理観、社会倫理観、経営に対する責任、なにかんづく地域住民の生活環境の安全を守るためのこの振る舞いからすれば、免許を取ったら終わり。私、先程現地を回って降りてきましたけど、現地に行ったときには3メートルの高さで、鉄くずやらタイルからコンクリート破片から瀬戸物の破片まで既定幅が4メートルくらいで、3メートルの高さに、国道沿いは目隠しで良いのですが……。高さが低くなってましたので何かやっつてるとなりました。

それでは、なにとぞ黄金の森を守る会の会員の気持ちを斟酌賜りまして、慎重にかつ調査をしていただきまして、町長が判断できる、町民の重要な民意を十分に反映賜りますように、心からお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 大変ご苦労さまでございました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。11番。

○11番（長崎達雄君） 町長さんの要望書を提出するときお会いになりましたね。町長さんは、どのようなことをご回答なされたかお聞かせください。

○議長（遠藤稔雄君） 参考人。

○参考人（佐々木茂楨氏） この黄金の森を守る会の会員の気持ち、住民の気持ちはよく分かりましたと、近く自分もまず現地調査を見たいと、それからいろいろ他にも事業所もあることであるし、いろいろ検討してまいりたいという、そういうことを仰せられました。最後に。

私どもが、お願いをしている感では、私は大変ご厚意を、私は町長さんに解っていただいていることは強く、ひいき目かもしれませんが、感じましてございます。

自分も黄金山神社を深く崇敬をしておると、もちろん町長さんは、国史跡黄金山産金遺跡に限らず、文化財の最高の管理責任者でありますから、そういう点でのご発言も、もちろんあろうかと思います。

本当に、常に町長さんがお参りなさっているということは、あの近くの猿手の人たちは、今朝も会いました。昨日も会いましたという形。それで、黄金の森を守る会といたしましては、天平フラワーロードの建設にも自治会として第1年度を始めましたし、更にもってきて、鎮守の杜が汚いのではと、肝心の神社が。妙見宮と比べたらという形で、妙見宮は、なめるようになっておりますので、黄金山神社がこれとと言われるのを、これを今はどうぞなめるようになっておりますから、ただ黄金の森を守る会としても反省事項がたくさんございます。土生木さんにやめてもらってからの13年間、何か黄金の森でやったかと、あの辺にいる事業者の方々に……。

なにかんづく最も重要だということ認識なされたのは、明治の段階の元涌谷村政の行政のリーダーの方々

です。字黄金山で、西側で最大の10町4反というのは、元涌谷村有林でございましたから、今も10町3反5畝は、涌谷町のものでございます。これが国土利用計画で何と工業用地とか工場適地などというふうに、この中に書かれてあるんですよ。一方では国史跡黄金山産金遺跡などがあって、この環境・歴史を保全に努めるとの同じページで書かれています。非常に矛盾していると思います。町民憲章が、これが合併30周年の、この昭和23年12月に涌谷町と元涌谷村が合併して、昭和30年7月15日に涌谷町と篁岳村が合併して、今日の涌谷町があり、だからこそ7月15日を建町の日と定めて、その30年の式典は、本間町政時代の昭和60年に行われた。その時に、何と町民憲章が定められて、町の花としては桜を、町の木としては篁岳様の杉が指定されたと、こういうふうないきさつを思いますときに、これが間違いでございまして、字黄金宮が東側が鎮守の杜で、西側の字黄金山は山林から外されただけでなく、その他でございまして。これは、住宅でも水田でも道路でも河川でも工業適地でもなくて、7番目のその他だということです。この後ろに付けられた付図に灰色が塗ってあります。これは、宮城カントリークラブと同じ灰色、同じようなものが3カ所付いていて、今は企業立地対策室が設けられて、町長室の隣に対策室が掲げられ、涌谷町企業誘致対策本部の中に、何と黄金山の西です。我々学校林がありまして、あの当時は灯油も、それから電気もガスも燃料に使いません時代でしたから、薪です。山の木が裸になりました。

○議長（遠藤稔雄君） 11番よろしいですか。他にございませんか。

これにて質疑を終結いたします。

ここで、参考人には退場いただきたいと思います。大変ご苦勞さまでございました。休憩します。

休憩 午後1時48分

(参考人退場)

再開 午後1時49分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

ここで、議会運営委員長から特別委員会の構成について申し出がございまして、全員協議会開催のため暫時休憩いたします。

休憩 午後1時49分

(全員協議会開催)

再開 午後1時51分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

陳情提出者による趣旨説明は終了いたしました。

お諮りいたします。

陳情第10号 有限会社幸和（社長佐藤竜二氏）が涌谷町涌谷字黄金山6番20、6番80の社有地内に計画中の産業廃棄物中間処理施設（破砕）の設置反対に関する陳情書については、議長を除く議員全員で構成

する産業廃棄物中間処理施設設置に関する調査特別委員会を設置し、これに付託し、地方自治法第98条第1項の権限を付与の上、調査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、この陳情は、議長を除く議員全員で構成する産業廃棄物中間処理施設設置に関する調査特別委員会を設置し、これに付託し、地方自治法第98条第1項の権限を付与の上、調査することに決定しました。

ここで、特別委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午後1時53分

(特別委員会開催)

再開 午後2時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

休憩中に産業廃棄物中間処理施設設置に関する調査特別委員会の委員長等の選任が行われましたので、ご報告申し上げます。

特別委員会委員長に大泉 治君、特別委員会副委員長に加藤 紀君、小委員会委員に13番大橋信夫君、12番加藤 紀君、11番長崎達雄君、10番木村正義君、9番鈴木英雅君、4番久 勉君が選任され、小委員長に13番大橋信夫君、小委員会副委員長に11番長崎達雄君が選出されましたので報告申し上げます。



### ◎休会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会12月第2回会議に付された事件はすべて議了いたしました。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本会議は、この後、明日12月7日から12月13日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、明日12月7日から12月13日までの7日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後2時10分